

連合神奈川・川崎地域連合

2020年度に向けた 政策・制度要求と提言

川崎市回答書

令和元年(2019年) 12月



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目 次

経済・産業政策	1
雇用・労働政策	3
福祉・社会保障政策	5
社会インフラ政策	9
環境・エネルギー政策	12
教育・人権・平和政策	15
行財政政策	18

【経済・産業政策】

1. 市内中小企業が、第4次産業革命に対応した競争力を高めるために、大学など研究開発機関との連携をはかり、基礎研究から事業化支援まで一貫して取り組むことができる積極的な支援をすすめること。

また持続可能な地域社会の一端を担う、中小企業の事業承継等の各種課題に対して、状況の変化に応じた速やかな対応が講じられるよう支援をはかること。

【回答：経済労働局 工業振興課】

(前段)

本市におきましては、優れた基盤技術や製品開発力を有する市内中小企業の新製品開発や大学との共同研究開発等を促進するため、「新技術・新製品開発等支援事業補助金」や「産学共同研究開発プロジェクト補助金」などにより支援を行っているところでございます。

また、生産性の向上や働き方改革に取り組む中小企業に対し、専門家の無料派遣相談やICT等の設備導入、人材育成、人材確保のための補助金などにより支援を行っているところでございます。

今後とも、市内中小企業の競争力強化等に向け、本市、国、県、支援機関等の補助制度の活用を促すほか、産業振興財団や金融機関、研究機関等と連携した支援を行い、中小企業の競争力強化に取り組んでまいりたいと存じます。

(後段)

本市では、川崎商工会議所、川崎信用金庫、川崎市産業振興財団と連携し、4者で中小企業者に対する事業承継支援を行っております。

4者では、中小企業者に事業承継に対する関心を深めてもらうため、本年5月に事業承継のイロハについての「事業承継セミナー」を、6月から8月には、個別企業に対する事業承継計画の策定までを支援する、全4回の「事業承継塾」を開催いたしました。10月以降につきましては、「個別相談会」や「出張講習会」を開催する予定です。

引き続き、国や神奈川県をはじめ、関係団体、金融機関など様々な支援機関とも連携し、それぞれのネットワークを活用しながら、持続可能な地域経済の発展につながるよう、事業承継支援の取組を進めてまいります。

2. 観光産業の活性化と旅行者が安心して滞在できる環境づくりのため、観光案内所の情報連携、各種交通機関等での多言語表記、ICTを活用した観光や飲食に関する多言語情報の提供を進めるとともに、各施設や店舗において簡単な受け答えができる外国語講習会開催の助成などにより多言語人材の育成を推進すること。

あわせて外国からの旅行者に、川崎市を日本滞在時の情報収集拠点として選ばれるよう、公衆無線LANのさらなる拡大と利便性の向上をはかり、快適な通信環境を構築すること。

【回答：経済労働局 観光プロモーション推進課】

本市ではこれまで、台湾・タイなどアジア圏を中心に、民間事業者や他都市等との共同による現地旅行博への出展や商談会への参加などのほか、ホームページやガイドブックの作成、多言語版 SNS による情報発信、羽田空港国際線ターミナルにおける観光情報の発信等、外国人観光客の誘致に向けて様々な取組を推進してまいりました。

こうした取組に加え、受入環境の整備を進めるため、民間事業者と連携した飲食店や宿泊施設等に関する外国人観光客向けのガイドブック作成のほか、市内飲食店向けにインバウンドセミナーを開催しております。また、JR 川崎駅北口自由通路の川崎駅北口行政サービス施設(かわさき きたテラス)内の観光案内所では、周辺地域を含めた広域の観光情報を多言語により案内しているところでございます。

また、訪日外国人の動態調査の結果を踏まえ、都内等での情報発信を実施しているところですが、引き続き、関係団体や交通事業者等で設置された「インバウンド等誘客推進協議会」や、インバウンド対策を含め産業観光を中心として、川崎の観光振興に取り組んでいる「川崎産業観光振興協議会」と連携を図るとともに、両協議会において中心的に取り組んでいる川崎市観光協会ともさらに連携を密にしながら、効果的な施策を推進してまいります。

【回答：総務企画局 ICT 推進課】

公衆無線 LAN (かわさき W i - F i) は、市民及び来訪者の皆様の利便性向上や、安全・安心な暮らしを支えることを目的として、市役所や区役所、災害時の避難所となる市立小中学校を初め、民間事業者と連携して主要駅や大規模商業施設など多くの方々が集まる施設を中心に整備を行ってまいりました。

今後につきましては、民間事業者が整備をした W i - F i のアクセスポイント等も活用しながら、効果的・効率的に整備を進めてまいります。

3. 世界的な各種イベントに対応し、外国からの旅行者が川崎市に多く訪問していただけるよう、事業者と連携し宿泊施設の確保など各種施策を推進すること。

また民泊サービスについては、施設周辺の安全で安心な生活環境の維持が重要になることから、引き続き民泊事業者や地域住民と連携し、適正な民泊サービスをすすめること。

【回答：経済労働局 観光プロモーション推進課】

宿泊施設の確保については、市内宿泊事業者の連絡会に出席し、災害対応やインバウンドに関する情報提供を実施するなど、日頃から連携を図っております。

また、民泊サービスについては、地域住民や宿泊者等の安全・安心が確保されるよう、住宅宿泊事業に関係する所管部署を集めた川崎市住宅宿泊事業連絡調整会議を設置し、事業の適正な管理運営を図っています。地域住民や宿泊者等からの苦情相談についても、当該調整会議のメンバーと連携し、引き続き適切に対応してまいります。

【雇用・労働政策】

4. 若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

また、学卒未就職者が多く出現した「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向けて、これまでの施策の効果を検証したうえで、将来を見据えた能力開発を実施するとともに、適切な就職支援・定着支援をすすめること。

【回答：経済労働局 労働雇用部】

若者に対する就業支援といたしましては、就職活動に役立つセミナー、市内中小企業の強み・魅力の積極的な発信と意見交換に重点を置いた交流会、ハローワーク・学校・経済団体等との連携による高校・大学の卒業予定者等を対象とする合同企業就職説明会、地域若者サポートステーション事業と一体的に若者の職業的自立を支援する窓口「コネクションズかわさき」の運営など、様々な事業を実施しているところでございます。

合同企業就職説明会の参加企業については、離職者数、有給休暇取得日数などの職場情報を記入する青少年雇用情報シートの提出を求めるなど、若年雇用促進法に基づく取組を行うほか、「キャリアサポートかわさき」において「正社員等転換相談窓口」を設置し、正社員転換の促進に取り組んでいるところでございます。

就職氷河期世代に対する就業支援としましては、「キャリアサポートかわさき」において、様々な年代の求職者に対して、雇用形態や業種・職種など、それぞれの希望に応じた求人開拓や就業マッチング、定着に向けたアドバイスを行うほか、企業向けに社員定着セミナーを実施しているところでございます。また、現在、国におきまして、ハローワークにおける専門窓口の設置や、安定就労に有効な資格等の取得支援、地域若者サポートステーションの対象年齢の拡大等に向けて検討しているところでございますので、本市といたしましても、国の取組と連携し、求職者それぞれのニーズに応じた就業支援に努めてまいりたいと存じます。

5. 障がい者雇用をさらに推進し、職場定着をはかる観点から、障がい者雇用が進まない中小企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を障害者地域就労援助センターが中心となり推進すること。

また、合わせて各種就労支援機関と企業・行政の連携強化をはかり、障がい者の希望や特性に応じた合理的配慮がされ、安心して安定的に働き続けることができる就労環境の構築をはかること。

【回答：健康福祉局 障害者雇用・就労推進課】

障害者雇用が進んでいない中小企業に対する各種支援の推進につきましては、ハローワーク、神奈川県、障害者地域就労援助センター等と連携し、障害者雇用に関する勉強会として、障害者雇用促進ネットワーク会議を定期的で開催しているところでございます。

具体的には、既に雇用している会社による講義、就労移行支援事業所の見学、助成金等の支援制度に関する研修などを中心に実施しています。

さらに、今後の法定雇用率の引き上げを見据え、今年4月に、障害者雇用に関する企業向けの相談窓口として、企業応援センターかわさきを開設し、企業支援に取り組んでいるところでございます。

また、就労環境の構築につきましては、職場における障害の理解及び合理的配慮の促進を目的としたハローワークとの共催による「しごとサポーター養成講座」や障害者が活躍するための合理的配慮の考え方をまとめたパターン・ランゲージに関するセミナーを開催するとともに、障害者地域就労援助センター等において、個別の職場定着支援を実施しているところでございます。

今後におきましても、企業やハローワーク、神奈川県、障害者地域就労援助センター等と連携を図りながら、障害者の雇用促進と就労環境の構築に努めてまいります。

6. 教員が子どもたちと向き合う時間を更に確保するため、学校現場における働き方改革を推進するための具体的取り組みをすすめること。

とりわけ、部活動や授業準備を含んだ「在校等時間」の客観的把握、業務縮減を可能とするための教育施策を見直し、学校の裁量による業務削減の推進を行うこと。

また教育の質的低下を防ぐため、教員の多忙化解消にむけて、教職員の増員、人材の確保をはかること。

【回答：教育委員会事務局 教育改革推進担当、教職員企画課】

本市では、教職員の長時間勤務の解消に向け、平成31年2月に「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を策定しました。

方針では、各学校における業務改善の支援や留守番電話の設置などの「学校における業務改善・支援体制の整備」、教職員事務支援員や部活動指導員の配置拡充などの「チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保」、出退勤時間の管理や学校閉庁日の実施などの「働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進」の3つの視点を柱とし、方針に定める取組を総合的に推進することで、教職員の働き方・仕事の進め方を推進しているところで

す。

また、教職員定数の改善を図るためには、国における義務標準法の改正による定数措置と、それに伴う財源措置が重要であると考えておりますので、引き続き、さまざまな機会を通じて国に対し要望してまいります。

7. 新たに施行された入管難民法改正法による外国人労働者の受け入れに関しては、創設された在留資格「特定技能」を基にした外国人材の受け入れとなり、外国人労働者の労働環境改善に関しては、出入国在留管理庁と労働局など関係機関が連携して受入れ機関と登録支援機関に対して監視指導を行うこととしている。

そこで外国人労働者に対する社会生活上の支援については、地域の生活者として地方自治体も関係機関と連携をはかり取り組むこと。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市では、「川崎市多文化共生社会推進指針」に基づき、外国人市民との共生社会の実現に向けた取組を進めてまいりました。

この度の法改正に伴う国の「総合的対応策」で示す様々な取組への対応を図りながら、生活者としての外国人に対する効果的な支援方法について検討を進めてまいります。

【福祉・社会保障政策】

8. 時代の変化に合わせた持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

(1) 高齢化の進展に伴い、医療ニーズのさらなる増大が見込まれることから、回復期病床など医療機能ごとの整備や在宅医療の充実、それらを支える医療人材の育成・確保などに取り組むこと。

【回答：健康福祉局 保健医療政策室、市立看護短期大学事務局】

高齢化の進展に伴う医療ニーズの増大が見込まれる中、地域の限られた資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため、神奈川県においては、平成 28 年 10 月に「神奈川県地域医療構想」を策定して長期的な取組の方向性を示すとともに、本市を含む各地域の医療関係者等が共に地域の課題や目指すべき姿を共有し、それぞれの取組を進めるため「地域医療構想調整会議」を設置し、必要な協議を進めているところでございます。

また、質の高い看護人材を確保・養成するため、離職防止や再就業支援に向けた取組として、看護師等修学資金制度で貸付を受けた者が一定期間、市内の医療機関に勤務した場合の返済免除の実施や、医療機関に設置する院内保育所に対する運営支援、及び川崎市看護協会がナースングセンターにおいて実施する各種相談・研修事業の支援等を行っております。

なお、市立看護短期大学につきましては、医療の高度化・多様化への対応と、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師を新規養成するため、昨年度策定した基本計画に基づき、令和 4 年 4 月の開学を目指し 4 年制大学化の取組を進めているところでございます。

(2) 介護従事者の負担軽減と処遇改善、キャリアアップ支援など介護職員が働きやすい職場づくりをすすめ、必要とされる福祉・介護人材の確保をはかること。

【回答：健康福祉局 高齢者事業推進課】

福祉・介護人材の確保につきましては、介護いきいきフェアなど各種イベントでの「人材の呼び込み」や、就職相談会などの「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置などの「定着支援」及び川崎市高齢社会福祉総合センターにおける研修などの「キャリアアップ支援」や「介護人材マッチング・定着支援事業」に加え、新たな介護人材確保策として外国人介護人材の定着及び受け入れ支援について、「川崎市国際介護人材サポートセンター」における各種研修や、市内事業所にインターンシップとして海外の大学生を受け入れる取組について進めるなど取り組んでいます。

処遇改善につきましては、本年（令和元年）6月に、九都県市首脳会議において、都市部特有の課題として、人件費や物件費が全国に比べて高い状況にあることから、国に対し、都市部の実情などを踏まえた介護報酬とするよう要望を行ったところでございます。

また、平成 23 年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度の定時介護報酬改定時に、「介護職員処遇改善加算」が創設され、平成 27 年度の定時介護報酬改定時、平成 29 年度臨時介護報酬改定時に拡充が図られており、本年 10 月の臨時介護報酬改定において、経験・技能のある介護職員のほか、他の介護職員やその他の職種も対象とすることができるようになりました。

(3) 幼児教育無償化により保育ニーズの増加が想定されることから、保育士の処遇改善やキャリアアップの仕組みづくりなど質の向上とあわせて、これまでに増して人材確保と定着支援をはかること。

【回答：こども未来局 保育課、人材育成担当、事業調整・待機児童対策担当】

保育士の処遇改善につきましては、国の処遇改善等加算に加え、市独自の基準として、市がさらなる配置を求めている加配保育士への処遇改善等加算を実施しております。また、平成30年度は国の処遇改善等加算Ⅱを補完するものとして、経験年数が長い職員が多いため、国の処遇改善加算が十分に行えない場合には、市独自の加算を創設し、更なる処遇改善を図っております。

質の向上に向けた取組としましては、キャリアアップ研修を実施するとともに、川崎市川崎区保育・子育て総合支援センターや各区に設置した保育総合支援担当において、保育現場を活用した実践スキルを高める研修を実施するなど、総合的に保育士等への人材育成に努めております。

保育人材の確保につきましては、求職者と保育事業者とが効率的にマッチングできるよう、市内外において、市独自の就職相談会や保育所見学バスツアー等を開催しております。

また、全国的な保育需要の高まりにより、保育士が不足している状況であることから、引き続き、無料の試験対策講座や復職支援研修などを実施するとともに、高校生を対象とするキャリア講座を通して、保育士の魅力を伝える等、保育士の総数を増やす取組にも力を入れてまいります。

さらに、保育士等の離職防止策として、国の保育士宿舍借上げ支援事業の実施や、平成30年度からはICT化推進事業を導入しております。

9. 地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターについて、多職種協働による課題検討や、特に地域の関係機関・団体・ボランティア等の地域住民参加型ネットワーク構築をすすめ、機能強化をはかること。

また引き続き未届有料老人ホームの実態把握を進めるとともに、利用者の生活と権利擁護をはかること。

【回答：健康福祉局 地域包括ケア推進室】

地域包括支援センターの多職種協働による課題検討や地域の関係機関などの地域住民参加型ネットワークの構築については、地域包括支援センターが地域ケア会議などの取り組みを通じて実施しているところです。地域包括支援センター主催の地域ケア会議としましては多職種協働の課題検討や介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上を目的とした個別ケア会議と地域包括支援ネットワークの構築や必要な地域課題の検討などを目的とした地域ケア圏域会議がございます。また今年度より新たに医療・介護の連携と介護支援専門員とのネットワーク強化を目的に地域包括支援センターにおいて相談支援・ケアマネジメント調整会議を実施しているところです。

10. 今年から始まる幼児教育無償化制度について、利用者の混乱などが予想されることから各自治体においては、スムーズな導入が図られるよう準備をすすめること。

また施設利用希望者の増加が想定されることから、これまで以上に待機児童解消に向けた各種施策をすすめること。

【回答：こども未来局 保育課、事業調整・待機児童対策担当、幼児教育担当】

幼児教育・保育の無償化の開始にあたっては、利用者に混乱が生じないように、対象者には、施設の利用状況に応じて個別に案内を送付するとともに、施設を利用していない世帯に対してもガイドブックを送付するなど、制度の周知に努めてまいりました。また、多くの問い合わせに対応できるよう、幼保無償化事務センターを開設するなど準備を進めてきたところです。

今後につきましても、引き続き制度の周知に努めるとともに、各種申請手続き等について、より分かりやすい案内を行ってまいります。

待機児童の解消につきましては、市政の最重要課題と位置づけており、今後の申請状況等を踏まえ、高まる保育ニーズに対応できるよう、認可保育所等の整備を進めるとともに、川崎認定保育園や幼稚園の一時預かりなど多様な手法を活用し、保育受入枠の確保に努めてまいります。

また、区役所におきましては申請前からの利用相談や希望する保育所を利用できなかった方に対するアフターフォローなど、きめ細やかな相談支援を実施し、保護者の保育ニーズに対応できる保育施設やサービス等を結び付けるマッチングに努めてまいります。

今後につきましても、子どもを安心して産み育てられるまちを目指し、待機児童解消に向けた取組を推進してまいります。

11. すべての子どもたちを社会全体で支えるため、利用者ニーズに合った放課後児童クラブを市内全域で展開整備をすすめることと合わせて身近な地域における子どもの居場所づくりなどの活動に対して支援をすること。

また、生まれ育った環境によって、将来が左右される貧困の連鎖を防止するため、ひとり親家庭における、家庭学習を補完する教育支援や、親への就労支援・経済的支援について拡充をはかること。

【回答：こども未来局 青少年支援室】

本市では、「わくわくプラザ事業」において、放課後児童健全育成事業をあわせて実施しています。就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を含めた全ての小学生を対象に、全市立小学校114校の敷地内で、放課後の安全・安心な居場所を提供するとともに、子育て家庭の多様なニーズにも適切な対応を図っております。

また、地域における子どもの居場所づくりなどの活動への支援につきましては、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりを進めるため、その役割を担う団体に対して「地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金」を交付し、支援をしているところでございます。

次に、ひとり親家庭に関わる支援につきましては、平成30年度に本市におけるひとり親家庭の基本的な考え方をとりまとめ、親に対しては就労による自立を基本とした支援を

行うこととし、平成31年度からは、出張相談や出前の資格取得支援講座を実施するほか、通勤交通費助成制度を創設いたしました。

さらに、子どもに対しましては、貧困の連鎖を防止する観点から、令和元年6月から、居心地のよい居場所を提供し、学習習慣の定着や、高校進学に向けた学力を養うための支援を全市で開始したところでございます。

今後につきましても、子どもや保護者等のニーズを把握するとともに、国の動向等も注視しながら、効果的な子育て支援の取組を推進してまいります。

【社会インフラ政策】

12. 持続可能な地域社会の構築をめざし、特に通学や高齢者の通院など、生活に必要な地域公共交通の維持・確保に対する施策を拡充すること。

また高齢者や障がい者が外出しやすいバリアフリーな街を構築するため、道路・建築物・交通機関等、各場面における福祉のまちづくりに取り組むこと。

【回答：まちづくり局 交通政策室】

地域公共交通につきましては、高齢社会の進展等を踏まえ、身近な地域における交通の一層の充実を図るため、地域の特性やニーズを適切に踏まえた交通環境の整備がますます重要になるものと考えております。

本市総合都市交通計画においては、「交通の安全・安心の強化」、「市民生活を支える公共交通の強化」などを重点施策として位置付けており、高齢者や子育て世代などをはじめとした誰もが利用しやすい交通手段の確保のため、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進に向けた助成や、身近な地域の交通を支える持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、路線バスネットワークの充実を中心とした取組を行っていくこととしております。

これら取組を推進するため、本市では、路線バスの新設等に取り組むバス事業者が、事業採算性等を見極める際の支援として、社会実験制度を運用しているところでございます。また、よりきめ細やかで柔軟な移動手段であるコミュニティ交通の導入に取り組む地域に対しては、その検討段階に応じて、様々な助言や車両購入補助等の支援を行っております。

一方、コミュニティ交通につきましても、事業採算性の確保等の課題もございますので、高齢化の一層の進展等も踏まえ、様々な手法について検討を行い持続可能なコミュニティ交通の一層の充実を図るとともに、買物等の個別の移動目的に対しては、施設送迎バスの活用等、多様な主体と連携した取組も進めてまいります。

【回答：まちづくり局 建築管理課】

本市では、すべての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることのできるよう、平成9年に「川崎市福祉のまちづくり条例」を制定しています。

「川崎市福祉のまちづくり条例」は、バリアフリーな街の構築に向け、道路や建築物、公園、公共交通機関には、高齢者や障がい者など多様な方々利用に配慮した整備をするよう基準を定めております。

今後につきましても、引き続き、「川崎市福祉のまちづくり条例」の運用を図りつつ、福祉のまちづくりの取組を進めてまいります。

13. 近年、台風や集中豪雨等により多発している浸水災害発生時に、地域住民に必要な避難情報が確実に届く仕組みについて、各種情報通信手段を利用し地域コミュニティと連携し構築していくこと。

また、福祉避難所の設置を引き続き進めるとともに、どこの指定避難所においても障がいの有無、要配慮者・要支援者を含めて、地域の中で包括的に受け入れることができる避難所設営をめざすこと。

【回答：総務企画局 危機管理室】

防災行政無線、電子メール、ホームページ、防災アプリ、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、ツイッターなど様々な媒体を用いて情報を発信するとともに、広報車による警戒の呼びかけや、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等を発令する際には、対象区域内の要援護者施設に対して同報ファクスによる情報伝達を実施する等、災害弱者にも情報が伝わるよう努めておりますが、今後につきましても、多様な情報伝達手段の確保に向け、国等の動向に注視するとともに、先進的な事例等について、調査・研究を行ってまいりたいと考えております。

避難所運営につきましては、地域の自主防災組織を中心に、施設管理者や行政等により構成された「避難所運営会議」などが行うこととしており、災害時、円滑に避難所の運営ができるよう、避難所運営マニュアルの改定を行い、平常時から、各種業務について、事前に検討していただくとともに、避難所運営訓練等を実施していただいております。

要配慮者の方への対応方法につきましても、避難所運営マニュアルにおいてスペースの確保や情報把握についてなど、様々な分野において記載されており、周知を図っているところでございます。

【回答：健康福祉局 庶務課】

指定避難所において安定した避難生活を送ることが困難な高齢者及び障害のある方等について、二次避難所（福祉避難所）として協定を締結した社会福祉施設等を使用し、何らかの特別な支援を実施することとしており、令和元年9月末現在で202施設の民間社会福祉施設等に御協力をいただいております。

一方で、台風や地震等の自然災害が大規模化・激甚化する傾向にあり、発災直後は、社会福祉施設の入所者や施設の安全確保が最優先であること、社会福祉施設が被災する可能性もあり得ることから、実行可能な体制整備について、検討を進めているところです。

14. 安全対策が必要とされる路線バス停留所と横断歩道の課題に対しては、地域住民等との調整をすすめ、早期に利用者の安全確保をはかること。

また併せて幼稚園や保育園等における、スクールバスの停留場所についても、安全上必要な対策がはかれるよう関係事業者への情報提供を図ること。

【回答：交通局 安全・サービス課】

平成30年11月に、神奈川県警本部から、県内にある横断歩道に近接し、安全対策が必要な84箇所のバス停留所が公表され、市バスが管理するバス停留所では、2箇所が該当しました。

市バスでは、その該当した2箇所の停留所については、バス停留所への掲示やアナウンスによる注意喚起、横断歩道白線引き直し調整などの安全対策を図っていたところですが、交通管理者及び道路管理者等、関係機関との協議において、平成31年4月に、南生田四丁目停留所（鷲ヶ峰営業所方向）は移設とし、東小倉小学校停留所（新川崎方向）については、移設先が無く、廃止以外の安全確保ができないことから、そのように対応いたしました。

今後につきましても、バス停留所における安全性が危惧される状況が発生した場合には、安全対策の実施や関係機関との協議など、状況に応じて適切に対応してまいります。

【回答：まちづくり局 交通政策室】

バス事業者が停留所を設置する場合は、設置しようとする付近の交通事情、道路状況等を踏まえ、交通管理者等と協議・調整し、総合的に判断していると伺っております。

本市といたしましては、川崎市総合都市交通計画の重点施策として「安全・安心な交通環境の整備と交通安全対策の推進」を掲げており、バスを利用される方などの安全性を確保することは重要であると考えておりますので、要望項目について、バス事業者連絡会議などを通じ、バス事業者にお伝えしてまいります。

【回答：こども未来局 幼児教育担当】

幼稚園の関係事業者への情報提供につきましては、文部科学省等、国から通知等があった場合に、川崎市幼稚園協会を通じて各幼稚園に対し、情報提供を行っているところでございます。

【環境・エネルギー政策】

15. 温室効果ガス排出削減に向けた市民の環境意識をさらに向上させるため、十分な広報・啓発活動を実施するとともに、オフィスや家庭における省エネ意識の醸成や取り組みに対する支援をはかること。

また今後、一般住宅等においては、太陽光発電固定価格買取制度の契約期間が順次終了することから、再生可能エネルギーの普及促進のため、引き続き自立した電源として安定的に発電継続が可能となるよう、各種情報発信を推進すること。

【回答：環境局 地球環境推進室】

本市では、地球温暖化防止活動推進センターを指定し、高津市民館内の「CCかわさき交流コーナー」を情報発信の拠点として、パネル展示や講座の開催等を通じて地球温暖化防止対策の普及啓発を進めています。

また、「地球温暖化防止活動推進員」による町内会・自治会や小学校等での出前講座・セミナーや各種イベント等で地域に密着した啓発活動に取り組むほか、各家庭の実情に応じたオーダーメイドの省エネアドバイスをを行う「家庭エコ診断」を行っているところです。

さらに、「かわさきエコ暮らし未来館」等の環境啓発施設の活用や、市民・事業者の地球温暖化対策に貢献する取組を表彰する「スマートライフスタイル大賞」の開催など、様々な取組を進めているところです。

今後も、こうした活動を継続し、環境に配慮したライフスタイルが浸透するよう、取り組んでまいります。

再生可能エネルギーの普及促進につきましては、平成30年度に、創・省・蓄エネ機器導入補助制度の周知と今後の施策検討を目的として、太陽光発電による固定価格買取制度（FIT）の期間満了を予定している世帯を対象としたアンケートを実施し、発電を継続するにあたっての不安や知識不足等の問題点や懸念点について調査しました。

この結果を踏まえて、令和元年8月に講師を招いて、卒FITセミナーを開催し、今後の太陽光発電設備の維持・管理、蓄電池等の導入など卒FIT後のエネルギーの最適利用について紹介することにより、市民の知識の充足を図り、引き続き安定的に発電を継続していただけるよう情報発信を推進しました。

今後も引き続き、住宅等に対する再生可能エネルギーの普及促進に向け、取り組みを推進してまいります。

16. 市内における食品ロス削減の取り組みを推進するため、地方自治体・小売店や外食チェーン等の関係者が連携することにより、啓発活動や食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の市民への周知・徹底をはかること。

特に生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用の食料品を有効活用するため、地方自治体は、「フードバンク」「フードドライブ」について、ネットワークの拡大・活動普及に向けた支援をはかること。

【回答：環境局 減量推進課】

食品ロス削減は、生ごみ減量化の重要な取組であることから、本市では、大規模商業施設等と連携した「食べきり」イベントの実施や「食べきり協力店」、「3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）」の普及促進などに取り組んでいます。

「フードバンク」「フードドライブ」については、消費するには十分に安全であるにもかかわらず廃棄されてしまう食品が、必要としている人や施設等に提供される取組であることから、食品の有効活用や食品ロスの削減に向けて効果的な取組であると考えています。

食品を取り扱う事業者に向けて、食品ロス削減手法の一つとして、「フードバンク」「フードドライブ」の取組を説明するとともに、地域で活動しているフードバンク等の活動団体を紹介するなど、未利用品の有効活用を促進してまいります。

17. 改正された健康増進法を踏まえ「望まない受動喫煙」をなくすため、特に指定されている学校・病院・児童福祉施設等・行政機関における施策を推進すること。

また、2020年から適用となる飲食店・オフィス・事業所などにおいては、特に健康影響が大きいとされる未成年者や患者の方々のため、各自治体は必要とされる対象施設の対策に対して、助成金等の周知・支援をはかること。

【回答：健康福祉局 健康増進課】

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設の一定の場所を除き喫煙を禁止する改正健康増進法が、昨年7月に公布され、令和2年4月1日に全面施行されます。

既に本年7月から一部施行されている学校・病院・児童福祉施設等・行政機関である第一種施設への周知のみならず、飲食店・オフィス・事業所等の第二種施設につきましても、国や九都県市、本市から、チラシやポスター、ホームページ等、さまざまな手法により制度周知を図っており、併せて改正法にかかる相談対応も行うなど、受動喫煙防止に向けた対策を実施しているところです。

また、当該施設の受動喫煙防止対策は、施設の権原を有する者が措置を講ずるものとされていることから、引き続き、HPやチラシを用いた広報において、国による財政・税制支援である「受動喫煙防止対策助成金」及び「特別償却または税額控除制度」について周知し、管理権原者である事業者等の負担軽減に努めてまいります。

18. 世界規模の社会問題である海洋汚染について、不要となったプラスチック製品やレジ袋などがリサイクルされず廃棄されることで発生するマイクロプラスチックが問題のひとつとされている。そこで地方行政として、人や社会、地球環境に配慮した倫理的に正しい消費を行う「エシカル消費」の周知・啓発を推進し、私たち一人ひとりが、プラごみゼロに取り組める環境を構築すること。

【回答：環境局 廃棄物政策担当】

本市では、プラスチックごみにつきまして、3Rの推進や地球温暖化防止の観点から、川崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、プラスチック製容器包装のリサイクルの推進や、市民や事業者との協働によるレジ袋削減など、減量化・資源化の取組を進めるとともに、海洋プラスチックごみ問題への対応としまして、まちの散乱ごみ対策や、マイクロプラスチックに関する市内の実態調査、市内事業者と連携した環境教育・環境学習などの取組を進めているところでございます。

今度におきましても、この問題を市民一人ひとりが正しく認識し、環境配慮行動に繋げていくための普及啓発や環境学習の取組など、基礎自治体としての役割や本市の課題・特徴を踏まえながら、取組を進めてまいりたいと考えています。

19. 資源循環福祉型廃棄物行政確立および環境保全型の資源の再利用の観点から、地域住民と関係事業団体の連携のもと減量努力の促進と、分別排出・収集を徹底する施策を推進すること。

【回答：環境局 減量推進課】

川崎市では、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、川崎市一般廃棄物処理基本計画を策定し、資源循環・低炭素・自然共生の統合的な取組を推進しております。

分別排出については、「資源物とごみの分け方・出し方」をはじめとした、分別排出の案内チラシなどの作製や、外国人市民向けの多言語版の展開、ごみ分別アプリの展開などにより、市民に分かりやすい案内を行っております。

また、ごみの減量・リサイクルの、地域におけるボランティアリーダーである廃棄物減量指導員と連携して、集積所において適正排出を啓発する3R推進デーの実施や、町会・自治会等に赴き分別方法などを説明するふれあい出張講座、小学校の授業で実施する出前ごみスクールなどを通じて、排出ルールやごみ減量を普及啓発しております。

資源物であるミックスペーパー・プラスチック製容器包装の分別率がまだ低いことから、さらなる啓発が必要と考えておりますので、効果的な広報物や広報手段等について検討するとともに、引き続き3R推進デーや環境教育を実施・充実させてまいります。

【教育・人権・平和政策】

20. 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

- (1) 市民ひとり一人が障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる共生社会をめざした「共生社会条例（仮称）」制定に向けた取り組みを推進すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本年12月の川崎市議会第5回定例会に議案として提出いたしました「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、人種、性別、性的指向、障害など人権全般に関して、全ての事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないとしております。

また、この条例では、人権侵害による被害に係る支援として、「市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする」と規定してまいります。

本市では、全ての市民が、不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、今後も、引き続き、取組を進めてまいります。

- (2) ヘイトスピーチ解消法施行後も差別的言動による人権侵害があることから、差別的言動の根絶に向けた条例制定と、引き続きヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

条例の制定につきましては、人権全般を見据えた条例である「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を、パブリックコメントの手続きを経て、本年12月の川崎市議会第5回定例会に議案として提出いたしました。

また、ヘイトスピーチ対策につきましては、市が所管する公の施設における行政手続条例上の「審査基準」として、各施設の設置・管理条例に定める「不許可」にできる場合を整理した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」を平成30年3月31日に施行し、同年4月1日に「ヘイトスピーチに関する部会」を設置するなど、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しているところでございます。

また、本市では、「川崎市多文化共生社会推進指針」に基づき、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざしているところであり、今後も施策の推進に努めてまいります。

- (3) 外国にルーツを持つ市民とその家族が安心して生活しやすい多文化共生社会の実現をめざすため、特に教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通を図るための通訳の充実をはかること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

本市では、外国人市民を共にまちづくりを進めるかけがえのない一員と考え、外国人市民代表者会議の設置などの様々な外国人市民施策に取り組んでまいりました。

平成17年3月には、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会を実現するため、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、平成27年10月には2度目の改定を行い、施策を進めているところです。

今後も、この指針に基づき、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う「多文化共生社会」の実現に取り組んでまいります。

また、外国につながる子どもの保護者と円滑な意思疎通を図るための通訳に関しましては、外国人相談窓口の充実を含め、関係部署と連携し、検討してまいります。

- (4) LGBTやSOGIについて、認知度は高まっているものの、正しい理解はまだ進んでいない状況である。引き続き地域社会や職場、教育現場において、性の多様性を尊重し、すべての人が対等・平等の人権が尊重される社会の実現をめざし取り組みを推進すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

SOGIをはじめとする、多様な性のあり方について正しい理解を促進することは重要なことと認識しております。

そのような認識の下、平成29年11月に「あなたはあなたのもままでいい～Just the Way You Are～九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）は性的指向や性自認による差別や偏見のない社会をめざします。」との共通メッセージを策定し、九都県市で、連携して啓発活動に取り組んでおります。

また、本市では、平成28年度から、性的マイノリティをテーマとした市民向けの映画上映会やトークショーを継続して開催しているほか、平成29年度からは「企業向けLGBTセミナー」を開催しており、さらに平成30年度は同セミナーを3回連続講座にするなど、事業の拡充を図り、令和元年度も同様の取組を実施する予定です。

今後も、引き続き、関係組織と連携しながら、多様な性のあり方について正しい理解を促進する取組を進めてまいります。

- (5) 個性を尊重され、支え合いやお互いの良さを認め合う力をはぐくむ、インクルーシブ教育を構築し、全ての子どもが共生社会の担い手となる社会の実現に向けて取り組むこと。

【回答：教育委員会事務局 指導課】

本市の教育におきましては、一人ひとりが尊厳をもって自分らしく生きるために、国籍、文化、性別、障がい、世代、考え方などの多様性を尊重する人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置付けております。その上で、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく「支援教育」を学校教育全体で推進しています。この取組には、障害のある子どもと障害のない子どもができる限り共に学び合い、育ち合う仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築が不可欠であると認識しています。

第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」に「インクルーシブ教育システム」について記載するとともに「支援教育の推進」を施策として位置づけ、共生社会の実

現に向け、取組を進めているところです。

今後も、研修や会議等の機会を捉え、管理職をはじめとする学校教職員に対して、「支援教育」及び「インクルーシブ教育システム」構築の推進について、理解啓発を図り、共生社会の実現に向けた取組の充実に努めてまいります。

21. 日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに住民の意志を尊重して対応すること。

【回答：市民文化局 人権・男女共同参画室】

米軍関連施設の基地管理権及び日米地位協定につきましては、国の専権事項のため、本市としては回答する立場にはございませんが、平和施策推進の視点から、今後の動向を注視してまいりたいと存じます。

【回答：環境局 大気環境課】

国や米軍に対する騒音の解消等については、神奈川県及び基地周辺の自治体が連携して国や駐日米国大使館等への要請を行っており、市内の騒音被害についても、県で取りまとめ要請しております。

今後も引き続き、神奈川県を通して国等に対して、航空機騒音の解消等を要望してまいります。

22. 増加する児童虐待、DVによる被害児童への対応や早期発見・防止の観点から、児童相談所や市町村の家庭児童相談室における保健師等の相談スタッフ増員による機能強化とあわせて、警察など関係機関との連携を強化すること。

また、相談しやすく、ワンストップで対応できる窓口の構築と、併せて児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知・徹底をはかること。

【回答：こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室】

平成30年12月に策定された児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）や令和元年6月に成立した改正児童福祉法に基づき、児童相談所の体制強化を図るとともに、区役所の機能強化の取組も進めておりまして、また、警察を含めた関係機関との連携につきましても、引き続き、推進してまいります。

本市では、平成28年度に各区役所に地域みまもり支援センターを設置し、子どもから高齢者の相談に対応している中で、児童虐待に係る相談についても受けておりまして、児童相談所と連携して対応しております。

また、川崎市児童虐待防止センター（24時間365日）の周知と併せて、児童相談所全国共通ダイヤル「189」につきましても周知に努めているところでございます。

【行財政政策】

23. 高齢者等をターゲットとした特殊詐欺や悪徳商法による被害、インターネット取引による消費者トラブルについての対策が必要であることから、消費生活上のリスクに的確な対応ができるよう、行政と地域、そして関係団体が連携し、各種相談窓口の充実や消費者教育として有効なチラシの配布等、各種施策を推進すること。

特に悪質な訪問販売の撲滅に向け、市が主体的に市民への周知と各種団体への指導を実施すること。

【回答：経済労働局 消費者行政センター】

本市では、「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」及び「施行規則」において、不適正な取引行為を定めており、これらを踏まえて消費者被害の未然防止の取組を推進しているところでございます。

また、事業者等と情報交換を行う際に必要に応じて法令等の遵守等改善を求めています。

高齢者が被害に遭いやすい詐欺的商法や悪質商法などの消費生活トラブルへの対応につきましては、通常の相談体制とは別に、関東甲信越ブロックの自治体等による共同キャンペーンの一環として、高齢者からの相談を集中的に受け付ける「高齢者被害特別相談」を実施し、被害の未然防止と救済に努めております。

また、地域包括支援センターを始め関係機関等と連携を図り、連絡会を開催するとともに、高齢者を見守る福祉関係者等を対象とした「地域の見守り推進講座」の実施や高齢者向けの「ガイドブック」、「リーフレット」の作成・配布を行うなど、高齢者に多い詐欺的商法や悪質商法などの消費生活トラブルの事例の周知・啓発を実施し、消費者教育の推進を図っております。

悪質な訪問販売の撲滅に向けましては、消費者庁が公表する事業者の注意喚起情報等を広く市民に周知するとともに、不適正な取引行為を行った訪問販売事業者に対しましては、引き続き神奈川県、他の自治体や関係機関と連携を図り、改善に向けた事業者指導を実施することにより、悪質な訪問販売による被害の発生・拡大防止に努めてまいります。

24. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。

また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めるとともに、財源の確保・明確化に向け国に働きかけること。

【回答：総務企画局 人事課】

臨時職員及び非常勤職員の処遇につきましては、令和2(2020)年度からの会計年度任用職員制度への移行に向け、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえた制度を検討してきたところであり、財源の確保等についても国へ働きかけてまいりました。

今後につきましても、人材確保や適正処遇の観点等から、任用実態や国及び他都市の動向等を踏まえ、勤務条件等の検討に努めてまいります。

以上